

建設業者の皆さんへ

- 入札・契約制度の改正について -

入札・契約制度について、次のとおり改正いたします。

1. 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定基準変更について

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定基準を、下記のとおり変更します。

改正後	現行
<p>①<u>直接工事費（建築工事及び設備工事はこれの90%）の97%</u></p> <p>②<u>共通仮設費の90%</u></p> <p>③<u>現場管理費（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費の10%を加えた額）の90%</u></p> <p>④<u>一般管理費の68%</u></p> <p>①～④の合計（1万円未満の端数は切り捨て）</p> <p>※ただし、合計額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額に満たない場合は<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額とする。（1万円未満の端数は切り捨て）</p>	<p>①直接工事費の100%（ただし土木工事と舗装工事以外は上記の95%）</p> <p>②共通仮設費の100%</p> <p>③現場管理費の80%</p> <p>④一般管理費の55%</p> <p>①～④の合計（1万円未満の端数は切り捨て）</p> <p>※ただし、合計額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の8を乗じて得た額に満たない場合は10分の8を乗じて得た額とする。（1万円未満の端数は切り捨て）</p>

2. 適用時期

令和5（2023）年4月1日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用。